

上郡町電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、上郡町（以下「本町」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めることにより、本町の事務事業による温室効果ガス排出量の抑制に努めるとともに、環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本町が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達契約をいう。

(対象施設)

第3条 この方針は、本町が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況

(入札参加資格)

第5条 入札に参加できる者は、前条で定める環境評価項目を、別表「上郡町環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定した評価点の合計が70点以上であることとする。

(評価)

第6条 本町が行う電力調達契約の競争入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を評価基準により算定し、その評価点等を「上郡町環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」（様式第1号）に記載し、確認資料を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、小売電気事業者から提出された報告書の内容を確認し、評価する。

(その他)

第7条 この方針に定めるもののほか、競争入札による電力の調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、令和元年11月15日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

この方針は、令和 3 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

上郡町環境に配慮した電力調達契約評価基準

項目	区分	配点
①一昨年度の1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 ※1 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上	0
②一昨年度の未利用エネルギー活用状況 ※2 (単位：%)	0.675 以上	10
	0.675 未満	5
	活用していない	0
③一昨年度の再生可能エネルギー導入状況 ※3 (単位：%)	10.00 以上	20
	5.00 以上 10.00 未満	15
	2.50 以上 5.00 未満	10
	2.50 未満	5
	導入していない	0

※1 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている電気事業者の調整後排出係数とする。

※2 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

(算定方式) 未利用エネルギーの活用状況=①÷②×100

①一昨年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)

②一昨年度の供給電力量（需要端）(kWh)

〔注1〕未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他者電力購入に係る活用分

を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第4項で定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

〔注2〕未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、その算出した数値を全体発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

③一昨年度の未利用エネルギーによる発電電力量（①）、供給電力量（②）には、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

（算定方式）一昨年度の再生可能エネルギーの導入状況＝（①＋②＋③＋④＋⑤）÷⑥×100

①一昨年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）

②一昨年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）

（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）

③グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、一昨年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来のクレジットの電力相当量（kWh）（ただし、一昨年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、一昨年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

⑥一昨年度の供給電力量（需要端）（kWh）

〔注1〕再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

〔注2〕一昨年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①、②、③、④、⑤）、供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

様式第1号（第6条関係）

上郡町環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

年 月 日

上郡町長 様

〒

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

上郡町電力の調達に係る環境配慮方針第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。
また、報告内容は事実と相違ないことを誓約します。

1 環境評価項目

環境評価項目	数値等	点数	確認資料
年度の1 kWh 当たりの 二酸化炭素排出係数（kg- CO ₂ /kWh）			
年度の未利用エネルギー 活用状況（%）			算出根拠となる書類
年度の再生可能エネルギー 導入状況（%）			算出根拠となる書類
合 計			

2 問い合わせ先

担 当 部 署	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
E メ ー ル	